

○国立大学法人埼玉大学利益相反マネジメント規則

〔平成18年7月13日
規則第115号〕

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成27. 3. 20 26規則89

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学利益相反マネジメントポリシーの定めに基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）及び役職員等が社会との連携を進めるために産学官連携活動等を行うに当たり、適切に利益相反マネジメントを行い、本学における産学官連携活動を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「利益相反」とは、教育及び研究等に関する本学及び役職員等としての責任と本学及び役職員等が企業等との関係で得る利益又は責任が相反する状況をいう。
- (2) 「役職員等」とは、次条各号に定める者をいう。
- (3) 「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。

(適用範囲)

第3条 利益相反マネジメントの対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 役員及び教職員
- (2) 共同研究、受託研究等に参画する大学院学生等
- (3) その他第5条に規定する委員会が指定する者

(対象)

第4条 この規則に基づく利益相反マネジメントは、次に掲げる活動を対象とする。

- (1) 役職員等が学外に対して産学官連携活動を含む社会貢献活動（企業への兼業、共同研究、受託研究等）を行う場合
- (2) 役職員等が、企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）又は便益（物品、設備、人員等）の供与若しくは株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは除く。）を得る場合
- (3) 役職員等が、前号の企業等から一定額以上の物品・サービス等を購入する場合
- (4) 役職員等が、大学院学生等を社会貢献活動に従事させる場合
- (5) その他次条に規定する委員会を対象とすることを指定した場合

(利益相反マネジメント委員会の設置)

第5条 利益相反を適正に管理するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指定する理事又は副学長
- (2) 教育学部長、人文社会科学部研究科長及び理工学研究科長
- (3) 事務局長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 前項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第7条 委員会に、委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

（委員会の開催等）

第8条 委員会の開催は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 委員会の議は、出席者の過半数によって決する。

（委員以外の者の出席）

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（委員会の業務）

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 利益相反マネジメントガイドラインの作成及び改定に関する事項
- (2) 利益相反による教育・研究に対する弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
- (3) 利益相反マネジメントのための調査（自己申告書、役職員等からの意見の聴取等）に関する事項
- (4) 利益相反マネジメントに関する審査及び勧告等（勧告及び注意を言う。以下同じ。）に関する事項
- (5) その他本学の利益相反に関する重要事項

2 委員会は、前項第4号による審査は、当該利益相反の状況が本学として許容できるか否かについて判定する。

3 委員会は、前項の審査の結果、改善の必要があると判断した活動を行う役職員等に対しては勧告等を行い、学長に報告する。

4 委員会は、前項の勧告等を行った場合、当該役職員等のその後の状況をモニタリングする。

（不服申立）

第 1 1 条 前条第 3 項の勧告等を受けた役職員等は、その勧告等に不服がある場合、学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、前項の再審査請求を受けた場合、再審査の必要性を判断し、速やかに委員会に再審査を命ずるものとする。

3 委員会は、再審査を行う。再審査においては、必要に応じて、学外の有識者を委員に加えることができる。

4 委員会は、再審査結果を学長に対して報告を行い、学長は、最終決定を行い、再審査請求者へ通知を行う。

(研修等の実施)

第 1 2 条 委員会は、役職員等に対して利益相反マネジメントに関する研修等を行う。

(情報公開)

第 1 3 条 委員会は、本学の利益相反マネジメントに関する状況を必要な範囲で学外に公表する。

(利益相反に関する自己申告書等の保管)

第 1 4 条 委員会は、提出された利益相反に関する自己申告書等を秘密書類として管理、保管する。

(秘密保持)

第 1 5 条 委員会の委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その委員の職を退いた後も同様とする。

2 第 9 条の規定により委員会に出席をした者及び次条の規定により事務を行う者については前項の規定を準用する。

(委員会の事務)

第 1 6 条 委員会の事務は、研究協力部において処理する。

(雑則)

第 1 7 条 この規則に定めるものの他、利益相反マネジメントに関し、必要な事項は委員会において定める。

附 則

この規程は、平成18年 7 月13日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年 3 月1日から施行する。

附 則 (平成27. 3. 20 26規則89)

この規則は、平成27年 4 月1日から施行する。